

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は平成15年をピークにその後は、概ね横ばいから微減の状況であり、年齢区分別に見ると、65歳以上の高齢者が急激に伸びており、反対に14歳未満の年少人口が大きく減少している。

産業構造については、卸売・小売業、宿泊業・サービス業を中心とする3次産業が中心となっており、本市の経済と雇用を支えている。

また、本市の大多数を占める中小企業・小規模企業においては、人口減少や高齢化、人手不足といった社会構造の変化に直面しており、厳しい経営環境の中で、将来的な事業運営を模索している。

事業者の成長・発展に向けて、様々な経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応する支援を行うとともに、創業者の創出、円滑な事業承継への対応が必要である。

このような状況の中で、本市の雇用・産業を支えている小売・飲食業やIT、ものづくり産業等の持続的発展、生産性の向上の取り組みを後押しすることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を育成していくことは喫緊の課題である。

#### (2) 目標

そこで、本市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市は県内ののみならず中海・宍道湖・大山圏域で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、山陰地域の中核都市としてさらに経済発展していくことを目指していく。

これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業は国際文化観光都市として宿泊業、飲食業、小売業、卸売業や「R u b y C i t y M A T S U E プロジェクト」の取り組みよりIT企業の集積が進んでいる。

また裾野の広い「ものづくり産業」など多岐に渡るため、これらの産業の生産性

向上を実現することが必要である。

したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、松江城や松江駅前周辺の中心市街地エリア、日本海、宍道湖、中海沿岸エリア、中山間エリアと広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

また、多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月3日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項には、次のような事項をいう。

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。